

～健診業務一時休止期間の延長について～

この度は、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」の発令期間を受けて、当健康管理センターでは、健診・人間ドック業務を4月8日より5月6日まで休止しております。

ただ、本日の各種報道によりますと、「緊急事態宣言」の延長の判断については、5月3日から同6日までの連休期間にずれ込むとされております。また、感染の終息への方向も、まったく見えていないという現状も鑑みて、当健康管理センターとしては、JCHO 埼玉メディカルセンター総意のもと、健診業務休止の期間延長も止むなしとの結論に至りました。新たな休止期間は、2週間延長にて5月19日までとさせていただきます。

5月19日までのご予約を既に頂いていた皆様には、本日より順次、ご連絡を差し上げて参りますが、今後の健診・人間ドックの再予約または新規予約については、改めて、ゴールデンウィーク明け以降に、ご連絡させていただきます。

当健康管理センターをご利用の方々、または、ご利用を予定してくださっている皆様には、重ね重ねご迷惑をおかけしますが、これまでに経験のない、正体の見えないウイルスとの闘いに、皆様ともども立ち向かっている医療機関として、止むを得ない仕儀とご理解を賜りたく存じます。

なお、健診・人間ドック業務の休止期間中も、健康管理センターの受付業務をはじめ、健診受診後の方々対象の午後12時30分～4時の電話相談（紹介状発行など二次精査のご案内）、保険診療業務などは、休まず実施しております。

また、4月から新たな事業所に就職された方々の採用時、いわゆる、雇入れ時の健診については、昨日、厚労省から、特例の期間が再延長され、6月末まで可能となっております。対象の方々には、勤務先にご確認のうえ、改めて再開後に当センターまでお問い合わせいただけましたら幸いです。

以上。

JCHO 埼玉メディカルセンター  
健康管理センター長  
本間聡起